

生涯現役地域づくり環境整備事業のご案内

～生涯現役社会の実現を支援します！～

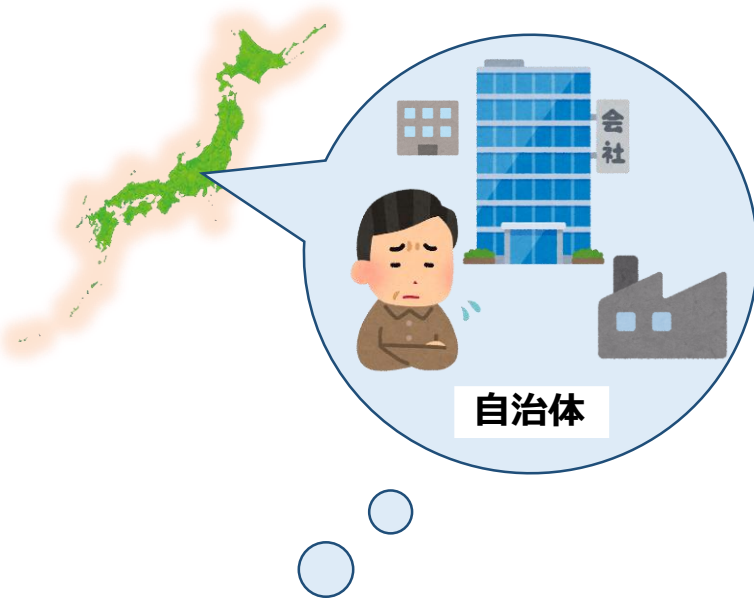
厚生労働省 職業安定局

高齢者雇用対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 生涯現役地域づくり環境整備事業とは

生涯現役地域づくり環境整備事業（以下「環境整備事業」といいます。）は、地域のニーズを踏まえて多様な働く場を生み出すと共に、地域における高年齢者等の雇用・就業支援の取組を持続可能にすることにより、地域の抱える課題解決に向けた取組を支援する事業です。



生涯現役地域づくり 環境整備事業の実施!!



《抱える課題》

- 地域内の高年齢者に対して地域企業の魅力を伝えられていない
- 地域内企業も高年齢者の雇い方を分かっていない
- 特定分野において人手不足状態が顕著

《事業効果》

- HP展開による地域内企業のアピール！
- セミナーによる高年齢者の雇い入れ極意の伝達！
- 総合窓口における丁寧な相談対応の実施！
- 結果、高年齢者と地域企業のマッチング数の向上
- 高年齢者のフレイル予防にも寄与！

2. 環境整備事業 **5**つのポイント

1 対象地域

面積、人口等関係なく、
全ての市区町村・都道府県が応募可能 (※) です！



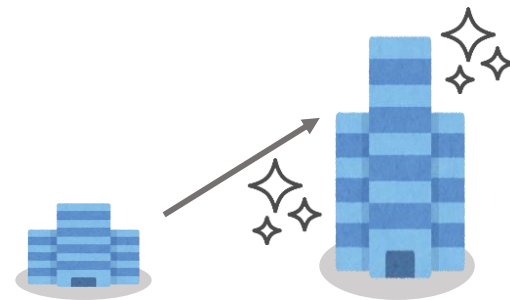
2 実施費用

実施費用は委託費として
国が全額負担します！
(上限1,750万円/年度 (※))



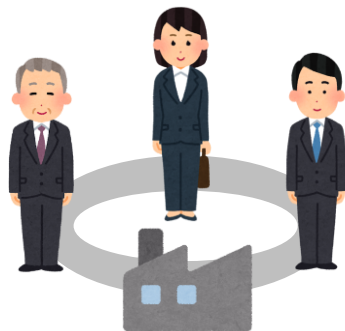
3 実施期間

実施期間は
最大で3年度間！



4 支援対象者

高齢者や地域内企業は元より、育児中の女性や障がい者等
幅広く支援対象者を設定可能！



5 支援形態

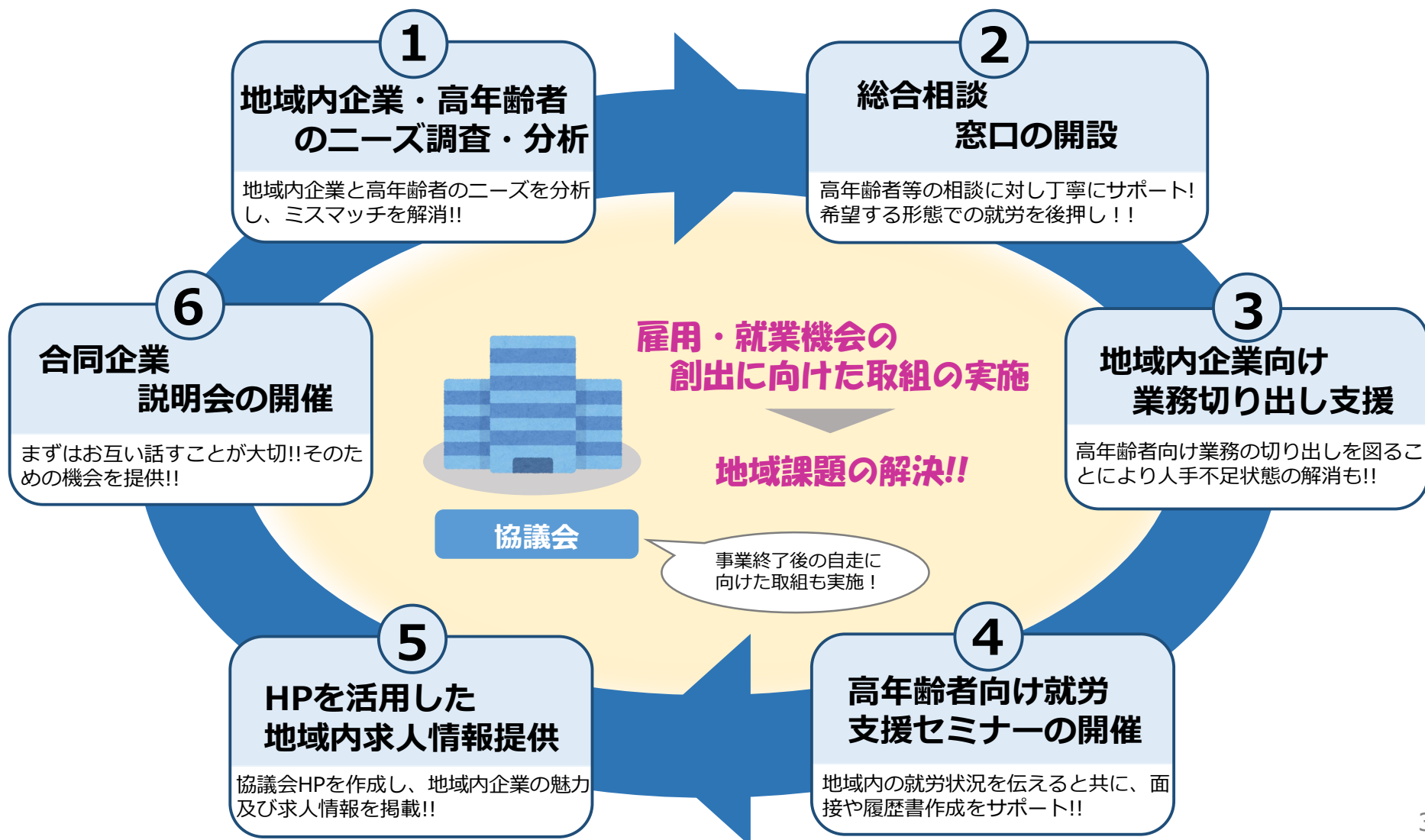
地域内企業における雇用に向けた支援の他、地域の実情に応じて、**請負、起業、有償・無償ボランティア等、幅広い形態**による就労をサポート！



3. 環境整備事業の具体的取組ポイント

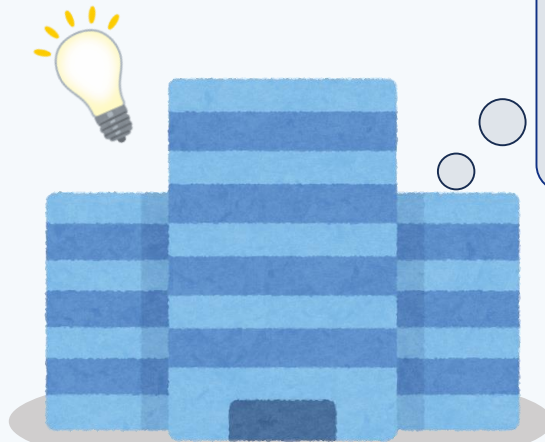
環境整備事業で取り組む内容は、各地域で決定することが可能です。地域で抱える課題や課題解決に向けて支援すべき対象者にどのような支援を行うか等をまとめた、事業構想を策定いただきます。

《具体的取組（例）》



4. 環境整備事業の実施主体〈協議会〉

環境整備事業の実施主体は、高齢者雇用安定法第35条第1項に定める「協議会」です。協議会は地域福祉分野や地方創生分野において、既に自治体内で設置している協議会（プラットフォーム）に、環境整備事業を実施するに当たって必要となるメンバーを構成員として追加して設立します。



協議会

協議会構成員（例）

自治体（市区町村等）

社会福祉協議会

シルバー人材センター

地域の経済団体

金融機関

その他

(※) 自治体の参画は必須

高齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会として位置付けるに当たって、特別な届出等の手続きは不要です。協議会規程等を整備いただき、適切に事業を実施できる環境を整えてください。

令和7年度募集より

協議会設立方法について、従来の方法（既存プラットフォームを基盤とする設立）以外にも、**高齢者施策（本事業）に取り組む協議会を新規で立ち上げ、必要と判断する関連団体を構成員に含める方法も可能となりました。**ただし、この場合であっても、地域内の地域福祉分野等との相乗効果を生む仕組みは十分検討いただく必要があります。

(※) 従来の方法により設立した場合については、プレゼン採点時に加点を実施

NEW!!

(例) 地域再生法に基づく推進協議会
重層的支援体制整備事業実施計画
検討のための協議会

5. 環境整備事業応募に向けた対応〈事業構想提案書の作成〉

既にお伝えの通り、環境整備事業は支援対象者や支援形態、具体的取組等を自治体で自由にコーディネートすることが可能です。これらの内容を事業構想提案書としてまとめていただき、企画競争方式による提案を実施いただきます。

〈地域課題の整理～事業構想提案書の作成〉

④ 事業構想 提案書の作成

平行して協議会
構成員の検討

③ 事業内容の設定

② 支援対象者の設定

① 地域課題の整理 及び 重点業種の設定

POINT

検討した内容等に基づき事業構想提案書を作成（必要経費等の算出も必要）

POINT

実際にどのような事業内容により事業を実施するか、具体的支援策を設定

POINT

高齢者以外の地域内に潜在する労働力等の活用も含めて支援対象者を設定

POINT

地域内の雇用、福祉等の課題を整理し関連する重点業種を設定

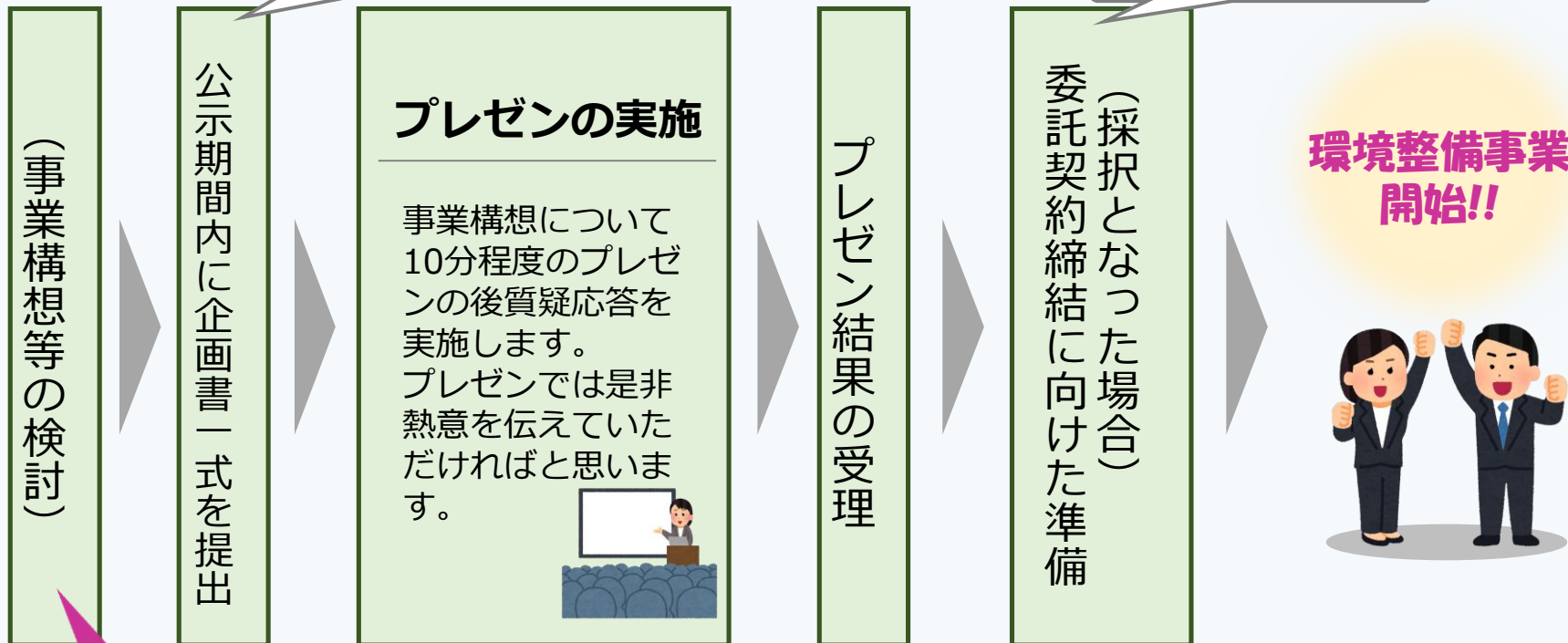
6. 環境整備事業応募に向けた対応〈事業開始までの流れ〉

環境整備事業は企画競争方式により実施地域（協議会）を決定します。作成した事業構想提案書等を、公示期間内に企画書としてご提出いただき、その後プレゼンを経た上で採択地域（協議会）を決定します。採択となった地域（協議会）は、都道府県労働局と委託契約を締結し、事業を開始します。

〈応募～事業開始までの大まかな流れ〉

協議会は設立準備会でも可

正式に協議会を設立する必要あり



事業内容
について



厚生労働省

(厚労本省) 環境整備事業相談窓口

事業構想作成に当たってご不明な点等ございましたら、相談窓口までお気軽にお問い合わせください！



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html



7. 環境整備事業の応募方法・公示スケジュール等に関するお問い合わせ先

| 問い合わせ窓口 | 電話番号 | 問い合わせ窓口 | 電話番号 | 問い合わせ窓口 | 電話番号 |
|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|
| 北海道労働局職業安定部職業対策課 | 011-738-1045 | 石川労働局職業安定部職業対策課 | 076-265-4428 | 岡山労働局職業安定部職業対策課 | 086-801-5108 |
| 青森労働局職業安定部職業対策課 | 017-721-2003 | 福井労働局職業安定部職業対策課 | 0776-26-8613 | 広島労働局職業安定部職業対策課 | 082-502-7832 |
| 岩手労働局職業安定部職業対策課 | 019-604-3005 | 山梨労働局職業安定部職業対策課 | 055-225-2858 | 山口労働局職業安定部職業対策課 | 083-995-0383 |
| 宮城労働局職業安定部職業対策課 | 022-299-8062 | 長野労働局職業安定部職業対策課 | 026-226-0866 | 徳島労働局職業安定部職業対策課 | 088-611-5387 |
| 秋田労働局職業安定部職業対策課 | 018-883-0010 | 岐阜労働局職業安定部職業対策課 | 058-245-1314 | 香川労働局職業安定部職業安定課 | 087-811-8922 |
| 山形労働局職業安定部職業対策課 | 023-626-6101 | 静岡労働局職業安定部職業対策課 | 054-271-9970 | 愛媛労働局職業安定部職業対策課 | 089-941-2940 |
| 福島労働局職業安定部職業対策課 | 024-529-5409 | 愛知労働局職業安定部職業対策課 | 052-219-5507 | 高知労働局職業安定部職業対策課 | 088-885-6052 |
| 茨城労働局職業安定部職業対策課 | 029-224-6219 | 三重労働局職業安定部職業対策課 | 059-226-2306 | 福岡労働局職業安定部職業対策課 | 092-434-9807 |
| 栃木労働局職業安定部職業対策課 | 028-610-3557 | 滋賀労働局職業安定部職業対策課 | 077-526-8686 | 佐賀労働局職業安定部職業対策課 | 0952-32-7217 |
| 群馬労働局職業安定部職業対策課 | 027-210-5008 | 京都労働局職業安定部職業対策課 | 075-275-5424 | 長崎労働局職業安定部職業対策課 | 095-801-0042 |
| 埼玉労働局職業安定部職業対策課 | 048-600-6209 | 大阪労働局職業安定部職業対策課 | 06-4790-6310 | 熊本労働局職業安定部職業対策課 | 096-211-1704 |
| 千葉労働局職業安定部職業対策課 | 043-221-4391 | 兵庫労働局職業安定部職業対策課 | 078-367-0810 | 大分労働局職業安定部職業対策課 | 097-535-2090 |
| 東京労働局職業安定部職業対策課 | 03-3512-1663 | 奈良労働局職業安定部職業対策課 | 0742-32-0209 | 宮崎労働局職業安定部職業対策課 | 0985-38-8824 |
| 神奈川労働局職業安定部職業対策課 | 045-650-2817 | 和歌山労働局職業安定部職業対策課 | 073-488-1161 | 鹿児島労働局職業安定部職業対策課 | 099-219-8712 |
| 新潟労働局職業安定部職業対策課 | 025-288-3508 | 鳥取労働局職業安定部職業対策課 | 0857-29-1708 | 沖縄労働局職業安定部職業対策課 | 098-868-3701 |
| 富山労働局職業安定部職業対策課 | 076-432-2793 | 島根労働局職業安定部職業対策課 | 0852-20-7021 | | |

(参考) 生涯現役地域づくり環境整備事業令和7年度募集 応募～事業開始の流れ

～
1月下旬

自治体において、応募資料の中心となる事業構想等の検討

(留意事項)

事業構想は創意工夫ある内容を期待します。なお、応募主体となる協議会は設立準備会でも構いません。

1月下旬
～
3月下旬

公示開始。自治体より地域を管轄する都道府県労働局に対し、企画書一式を提出

(留意事項)

提出いただいた企画書について、労働局より内容の確認や形式的不備の修正等を依頼することがありますので、依頼を受けた場合は速やかに対応をお願いいたします。

4月下旬

自治体よりプレゼン（オンライン）を実施

(留意事項)

プレゼン後、企画書等評価委員会委員より、提案内容に対する質問を行います。

5月中旬
～
6月上旬

採択地域の決定

(留意事項)

採択に当たっては、採択条件が付与される場合がございます。条件が付与された地域は、同条件を承諾いただける場合に限り採択となります。

6月上旬
～
6月下旬

地域高齢者就業機会確保計画の厚生労働大臣同意 及び 委託契約締結に向けた準備

(留意事項)

事業構想提案書をベースに、地域高齢者就業機会確保計画を提出いただきます。併せて、都道府県労働局と委託契約締結に向けた準備を進めていただきますが、委託費について概算払を希望する場合は、別途追加の手続きが必要となります。

7月上旬

委託契約締結。事業開始